

令和8年度

農企業者経営力強化事業 (新規就農タイプ) の申請を募集します

地域資源を活用した商品開発等の

新たな農業ビジネスに取り組み、

売上高1千万円を目指す

農業経営体に支援を行います。

【募集期間】

令和8年8月5日（水）～ 9月7日（月）

※募集期間最終日の17時必着

下記の最寄りの問い合わせ先までお気軽にお電話ください

京都府庁 経営支援・担い手育成課	TEL075-414-4918
山城 広域振興局（農商工連携・推進課）	TEL0774-21-3212
南丹 広域振興局（農商工連携・推進課）	TEL0771-22-0371
中丹 広域振興局（農商工連携・推進課）	TEL0773-62-2593
丹後 広域振興局（農商工連携・推進課）	TEL0772-62-4305

京都府 農林水産部 経営支援・担い手育成課
〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
メール：ninaite@pref.kyoto.lg.jp

農企業者経営力強化事業（新規就農タイプ）

事業概要

補助対象者	実施主体は、次の（１）から（６）の要件を全て満たす農業経営体とする。 （１）京都府内に主たる経営基盤を持つ農業経営体 （２）新規就農後10年以内であること。 （３）過去3箇年の売上高の平均（農業部門）が1,000万円未満であること。 （４）事業実施市町村で認定を受けている認定就農者（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）第14条の4に規定する青年等就農計画の認定を受けている者という。）、事業実施市町村で認定を受けている認定農業者（基盤強化法第12条に規定する農業経営改善計画の認定を受けている者をいう。）又は事業完了後3箇年以内に認定農業者になることが確実と見込まれる者 （５）事業実施地域の地域計画（基盤強化法第19条第1項に規定する地域計画をいう。以下同じ。）において定められた地域内の農業を担う者一覧に掲げられている者又は事業採択年度内に掲げられると見込まれる者 （６）過去に本事業を活用していない者
対象事業 （消費税及び地方消費税を除く。）	次の2つのいずれも対象（いずれかの実施も可） ①ソフト事業（推進事業） 商品開発に係る経費、販路開拓に要する経費 等 ②ハード事業（施設・機械整備事業） 農業生産、食品加工施設及び機械 等
採択要件	・事業完了後3箇年以内に、年間の売上高 1,000 万円を超える事業計画となっていること。 ・事業完了後3箇年以内に、農地貸借、取得又は農作業の受託等を行うことで計画策定時より20%以上の経営規模の拡大又は20%以上の売上高の増加を目標とすること。 ・事業実施に当たり、必要な許認可を得ていること又は確実に得る見込みがあること。
補助率	補助対象事業費の30%以内
補助額上限	1, 500千円
事業期間	1 箇年度以内
申請手続	別途配布の募集要領により、最寄の窓口申請書、ビジネスプラン及び必要書類を提出してください。 ※詳細は京都府各広域振興局又は農林水産部経営支援・担い手育成課に御相談ください。
審査・採択	ビジネスプランの実現可能性、地域経済への波及効果等を総合的に判断の上、補助対象者を決定します。